

佐賀県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月十一日から平成二十五年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区	間
県道 伊万里有田線	伊万里市新天町字長筈一九九番三地先から	伊万里市新天町字坂口二〇四番五地先まで
	伊万里市新天町字坂口一九六番六地先から	伊万里市新天町字坂口二〇四番五地先まで
	前	後
	幅員 メートル 一三・六 六・八	幅員 メートル 二八・九 六・八
	延長 メートル 二〇一・八	延長 メートル 一八八・九